

長剣連第028号  
令和4年6月8日

各加盟団体長殿

(一財)長崎県剣道連盟  
会長 松尾 博行  
[公印省略]

### 令和4年度 少年剣道教育奨励賞の推薦について（依頼）

首題につきまして、全剣連からのご案内を添付の通り送付致します。推薦条件などご確認の上、是非積極的に推薦して頂くようお願い申し上げます。

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 推薦方法 | 別紙推薦書による。<br>※各協会の推薦を受けた後、総務委員会にて選考して推薦道場を決定します（推薦件数は県から4件程度）  |
| 2. 提出期限 | 令和4年7月22日（金）   |
| 3. 推荐基準 | 10名程度以上の少年達を週2回以上の定例稽古を指導し、<br>10年程度以上の活動歴があるもの<br>※詳細は添付参照下さい |
| 4. 添付資料 | ・令和4年度「少年剣道教育奨励賞」候補推薦依頼の件<br>・少年剣道教育奨励賞推薦書<br>・過去の受賞歴一覧        |

以上

会長	理事長	事務局長	係員

全剣連 第04-172号  
令和4年6月7日

一般財団法人 長崎県剣道連盟  
会長 松尾博行 殿

公益財団法人 全日本剣道連盟  
会長 綱代忠宏

### 令和4年度「少年剣道教育奨励賞」候補推薦依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、頭書の「少年剣道教育奨励賞」につきましては、既にご承知のとおり、剣道の普及、将来の発展を図るために、少年剣道の奨励、指導の充実が現在強く求められている中で、特に、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に目立たぬ活動を続けて、剣道の底辺を支えておられる団体・組織等に対して、その労に報いるとともに、志氣を鼓舞するために表彰するものです。

昨年度は、各都道府県剣道連盟並びに全日本剣道連盟から232件の推薦をいただき、結果として230団体を選び表彰致しました。

つきましては、今年度も引き続き、本表彰を実施することとし、貴連盟はじめ関係団体から候補の推薦をいただきたく、下記、実施要領をご参照の上、来る8月22日(月)までに別添様式にてご推薦下さいようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 顕彰対象

主として小・中学生の剣道指導を、相当期間にわたり地道に続けている団体・組織で、少年剣道の振興に実績を挙げていると認められ、社会的にも信用を得ているもの。

要件としては、規模：10名程度以上の少年を対象に、

週2日以上、定例稽古日を設けて指導しているもの。

期間：10年程度以上の活動歴があるもの。

活動：ボランティア的な活動に支えられているものを優先するが、地区剣連、道場、その他も幅広く対象とする。

#### 2. 推薦方法

・本顕彰は、同等の表彰等受賞後5年間は対象としない。

なお、推薦に当たっては、本顕彰の趣旨に鑑み、新たな表彰を優先するものの、受賞後5年以上を経過し、特に表彰すべき事情があれば対象とする。

・貴剣連からの推薦件数は、4件程度とさせていただきます。

全体で300件程度を予定している。

・表彰対象は原則として団体・組織とするが、例外的に個人を取り上げることもある。  
(個人を推薦する場合は、推薦書様式の表彰対象欄に個人の氏名、年齢、職業を、指導・活動の場(団体・組織名)と共に記入し、個人推薦である旨を明記)

表彰者の決定は、全剣連の選考委員会において行い、11月に決定の予定。

以上

なお、受賞団体の中から、「剣窓」に掲載する紹介記事を依頼する場合がございますので、ご了承下さい。その際は、ご協力下さいようお願い申し上げます。



<別添文書>

全剣連第265号  
平成16年6月17日

### 少年剣道（居合道・杖道）指導者（団体）への顕彰について

剣道の普及、将来の発展を図る上で、少年の剣道の奨励、指導を充実させることが特に現在求められている。

全剣連として全国各地に於いて、少年を中心に剣道を指導し、実績を挙げている団体（個人）を発掘し、労にむくいると共に志氣を鼓舞するため、本年より毎年つぎの基準により、表彰することとした。

#### 記

- ① 主として小・中学校生（幼稚園児含む）を10名程度以上対象にしていること
- ② 概ね10年以上継続されていること
- ③ 週2日以上の稽古を実施していること
- ④ ボランティア的活動により支えられてきているものを優先するが、地区剣連、道場単位で実施されているものも広く対象としたい
- ⑤ 毎年概ね全国から200～300件を選考する
- ⑥ 配分基準は直近5カ年の初段登録者比率を参考として決定する
- ⑦ 平成14年に全剣連設立50周年記念の表彰対象となった稽古会も含め、受賞後5年間は対象外とする
- ⑧ 推薦者は各都道府県剣道連盟のほか、各剣道組織団体とする
- ⑨ 全剣連に選考委員会を設けて選考する
- ⑩ 表彰に当たっては、表彰状、賞品を授与する

以 上

なお、本募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介し、広く周知することにしたい。（直接全剣連は受け付けない）

\*現在はホームページに掲載していない